

県民ゴルフ場
指定管理者募集要項

令和 7 年 8 月

山形県企業局

目 次

1	募集の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	指定管理者が行う業務・・・・・・・・	2
4	指定管理者募集に関する事項・・・・・	2
5	納付金及び経費に関する事項・・・・・	6
6	審査及び選定に関する事項・・・・・	7
7	協定に関する事項・・・・・・・・・・	9
8	調査及び指示・・・・・・・・・・	10
9	関係法令等の遵守・・・・・・・・・・	10
10	情報公開について・・・・・・・・・・	11
11	指定管理者の指定の取消しに関する事項等・・・・・	12
12	その他・・・・・・・・・・	13
13	参考資料・・・・・・・・・・	13
別紙 1	指定管理者指定申請に係る提出書類チェック表・・	14
様式集	・・・・・・・・・・	15～
参考資料	・・・・・・・・・・	33～

県民ゴルフ場の効果的かつ効率的な管理運営を行うため、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号。以下「手續条例」という。）及び山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第61号。以下「施設設置条例」という。）第2条の2の規定に基づき、指定管理者を次のとおり募集します。

1 募集の概要

（1）施設の名称

県民ゴルフ場

（2）指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

（3）指定管理者の募集及び選定の方法

公募とし、申請者から提出のあった事業計画書の内容等について、山形県企業局指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査したうえで、候補者を選定します。

（4）審査結果等の通知及び公表

審査結果は、申請者に対して通知するとともに、山形県企業局のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/500001/kigyokyoku-top/potal.html>）への掲載等により公表します。

（5）協定の締結

県は、県議会の議決を経て、選定された候補者を指定管理者に指定します。その後、指定管理者と細目について協議を行い、協定を締結します。

（6）問合せ先

山形県企業局総務企画課 経営戦略推進室企画調整担当
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
電 話 023-630-2786
FAX 023-624-8737
E-Mail 県ホームページ下部の「お問い合わせフォーム」から

2 施設の概要

- ① 所在地 最上郡舟形町長沢8067番地
 - ② 敷地面積 88.34ha（舟形町から無償借地）
 - ③ コース 18ホール（コース面積34.47ha）、全長 6,336ヤード
 - ④ 設置年月 平成10年10月
 - ⑤ 現指定管理者 株式会社山形ゴルフ倶楽部
- ※詳細は別添「県民ゴルフ場管理運営業務仕様書」を参照してください。

3 指定管理者が行う業務

(1) 施設の運営に関する業務

- ① 利用料金の設定及び収受等に関する業務
- ② 施設及び設備の利用の調整に関する業務
- ③ 利用促進等の営業全般に関する業務
- ④ 利用者サービス等に関する業務
- ⑤ レストラン運営及び物品等販売に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

- ① クラブハウス及び管理棟の維持管理に関する業務
- ② コースの維持管理に関する業務
- ③ その他施設の管理に必要な業務

(3) その他の業務

- ① 企画事業※の実施
- ② 事業計画書及び収支予算書の作成
- ③ 事業報告書の作成
- ④ 財務諸表の提出
- ⑤ 月例報告
- ⑥ サービスの向上に向けた自己検証の実施及び当該検証結果の県への報告
- ⑦ 利用者の意見や要望等の把握

※ 企画事業とは、県が施設の設置目的や特性等から必要と認める事業について、施設設置条例や協定書等で指定管理者が行う業務として規定し、指定管理者に事業内容等の企画提案を求め、利用料金を充当して実施する事業とします。

※ 詳細は別添「県民ゴルフ場管理運営業務仕様書」を参照してください。

4 指定管理者募集に関する事項

(1) 指定管理者の募集及び選定スケジュール

主な手続の実施スケジュールは、次のとおりです。

- | | |
|---------------|-----------------------|
| ① 募集要項等の配布 | 令和7年8月8日(金)～9月19日(金) |
| ② 質問書の受付 | 令和7年8月8日(金)～9月8日(月) |
| ③ 現地説明会の開催 | 令和7年8月22日(金) |
| ④ 申請書類の受付 | 令和7年8月25日(月)～9月19日(金) |
| ⑤ 審査 | 令和7年10月上旬～10月中旬予定 |
| ⑥ 選定された候補者の公表 | 令和7年11月予定 |
| ⑦ 指定管理者の指定 | 令和8年1月予定 |
| ⑧ 指定管理者との協定締結 | 令和8年2月予定 |

(2) 指定管理者の募集手続き

① 募集要項等の配布

ア 配布期間 令和7年8月8日(金)から9月19日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、山形県の休日を定める条例(平成元年3月県条例第10号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

イ 配布場所 山形県企業局総務企画課 経営戦略推進室企画調整担当
なお、山形県企業局のホームページ
(<https://www.pref.yamagata.jp/500001/kigyokyoku-top/potal.html>)
から入手することができます。

② 募集に関する質問書の受付

ア 受付期間 令和7年8月8日(金)から9月8日(月)午後5時15分(必着)まで

イ 提出方法 持参、郵送、電子メール又はFAXで、1(6)の問合せ先まで期間内に質問書(様式第7号)により送付してください。

なお、質問書を送付した場合は、必ず電話で到達を確認してください。
ただし、電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。

ウ 回答方法 質問書に対する回答は、質問書を提出した法人又は団体に電子メール等で随時回答するとともに、前記の県ホームページに掲載します。

③ 現地説明会

ア 開催日時 令和7年8月22日(金)午後2時から

イ 集合場所 県民ゴルフ場 2階コンペルーム

ウ 参加人員 各法人等3名以内

エ 申込方法等 現地説明会参加申込書(様式第8号)により、持参、郵送、電子メール又はFAXで、山形県企業局総務企画課 経営戦略推進室企画調整担当に令和7年8月18日(月)午後5時15分(必着)までにお申し込みください。

なお、現地説明会参加申込書を送付した場合は、必ず電話で到達を確認してください。

④ 申請書類の受付

ア 受付期間 令和7年8月25日(月)から9月19日(金)まで(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付方法 山形県企業局総務企画課 経営戦略推進室企画調整担当まで、持参又は郵送してください。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付けます。

⑤ 審査

令和7年10月上旬から10月中旬の間に実施予定です。ヒアリングを実施する場合は、別途、申請者に通知します。

⑥ 候補者の選定

審査委員会における審査結果に基づき、候補者を選定し、申請者全員に結果を通知するとともに、前記の県ホームページにおいて公表します。(令和7年11月予定)

⑦ 指定管理者の指定

県議会の議決後に、候補者を指定管理者に指定します。(令和8年1月予定)

⑧ 指定管理者との協定締結

指定管理者の指定後に協定を締結します。（令和8年2月予定）

（３）申請に関する事項

① 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

ア 県内に主たる事務所（本店）を有すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

ウ 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

エ 国税及び地方税を滞納していないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

カ 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

- ・ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ・ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
- ・ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

キ 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。

ク 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続きが行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

ケ 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けた又は登録を受ける予定であること。

コ 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員がアからケまでの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- ・ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ・ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- ・ 代表となる法人等が納税地を所管する税務署長に消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の6第1項ただし書に規定する届出書を提出し、又は提出する予定であること。

② 複数の団体による共同申請

サービスの向上又は効率的な運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等が共同企業体を構成して申請することができます。この場合は次の③のエからカまでの書類は、構成員ごとに提出してください。

③ 申請書類

申請時には、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を**10部（正本1部、副本9部）**提出してください。なお、書類の提出にあたっては、「指定管理者指定申請に係る提出書類チェック表（別紙1）」を添付してください。

ア 指定管理者の指定申請書（手続条例施行規則別記様式第1号）

イ 法人等の概要（様式第2号）

共同企業体が申請を行う場合には、共同企業体申請構成表（様式第2号の2）も提出してください。

ウ 事業計画書（様式第3号）及び収支計画書（様式第4号及び根拠資料）

エ 県民ゴルフ場の指定管理者の申請者に必要な資格を満たしていることの申立書（様式第5号）

オ 労働関係法令の遵守に関する誓約書（様式第6号）

カ 関係書類

- a 指定管理者の指定を受けようとする法人等の定款、寄附行為若しくは規約及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- b 法人等における申請の日の属する事業年度より前3箇年分の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、財産目録、その他法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、設立時の財産目録等）
- c 法人等の役員の名簿及び履歴書
- d 法人等が現に行っている業務の概要並びに法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- e 消費税納税証明書及び法人の場合は法人税納税証明書（税務署が発行する直近1年間の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のものに限る。）
- f 山形県税について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（総合支庁が発行する直近1年間の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のものに限る。）
- g 市町村税について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（市町村が発行する直近1年間の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のものに限る。）
- h 社会保険への加入状況を確認できる書類
〔雇用保険〕 下記の書類のいずれか
 - ・資格取得等確認通知書（写）
 - ・直近の概算保険料又は確定保険料申告書（写）及び領収済通知書（写）〔健康保険及び厚生年金保険〕 下記の書類のいずれか
 - ・被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（写）
 - ・被保険者報酬月額基礎届に伴う標準報酬決定通知書（写）
 - ・直近の保険料の領収通知書（写）
- i その他審査の参考となる資料

④ 留意事項

- ア 必要に応じて関連法人等の財務諸表や金融機関の支援体制等の資料を求める場合があります。
- イ 申請に際して必要となる費用はすべて申請者の負担とします。
- ウ 提出された申請書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- エ 申請から県議会における指定の議決までの間に、法人等の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名に変更があった場合は、速やかに、山形県企業管理者あて変更届（任意の様式）を提出してください。

（４）欠格事項

申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請者を失格とします。

- ① 本募集要項に定める資格・要件が備わっていない場合
- ② 事業計画書において、納付金が県の提示する下限額を下回っている場合
- ③ 複数の事業計画書を提出した場合
- ④ 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しない場合
- ⑤ 審査委員会の委員に個別に接触した場合
- ⑥ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ⑦ 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ⑧ その他不正な行為があった場合

５ 納付金及び経費に関する事項

県は、将来的な施設及び設備の更新などに備え、指定管理者より納付金を徴収します。

また、指定管理者による施設の管理においては、地方自治法第244条の２第８項で定める「**利用料金制**」を採用し、指定管理者が行う県民ゴルフ場の維持管理に要する経費は利用料金収入をもってこれに充てます。なお、「施設等の新設及び修繕の実施区分」については、仕様書に定めるとおりとします。

（１）納付金の額

- ① 毎年度の納付金の額について事業計画書により提案していただきます。
- ② 指定期間中に指定管理者が支払う納付金の最低額は次のとおりです。

令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	計
20,000千円	20,000千円	20,000千円	20,000千円	20,000千円	100,000千円

※ 申請の際は、この最低額以上の納付金の額を提示してください。なお、各年度においても年度最低額以上となるようにしてください。最低額を下回る申請は受理しません。

なお、納付金は「不課税」扱いとなりますのでご留意願います。

※ 現在の納付金の額は、令和３年度20,000千円、令和４年度20,000千円、令和５年度18,771千円（酷暑の影響を考慮し▲1,229千円減額）、令和６年度20,000千円、令和７年度20,000千円です。

（２）納付金の支払い

会計年度（４月１日から翌年３月31日まで）を基準として、分割して納付金を支払っていただきます。支払方法、時期については、年度協定で定めます。

(3) 納付金額の変更

原則として納付金の額は変更いたしません。ただし、県が特別の理由があると認めるときは、協議により変更するものとします。

(4) 会計処理

県民ゴルフ場の管理運営に係る会計処理は、指定管理者の他の事業と区別して専用の口座で経理してください。

6 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

審査委員会において、申請者から提出のあった事業計画書の内容等について、サービス向上、企業局への納付金額、地域経済への貢献、管理運営の安定性、より良い地域社会を形成する観点などの次の選定基準に基づく得点を参考のうえ、総合的に審査し、候補者を選定します。

(2) 選定基準

手続条例第3条に定める以下の基準を踏まえ選定します。

- ① 公の施設の平等利用が確保されるものであること。
- ② 事業計画書の内容が、公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。
- ③ 事業計画書に沿った公の施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること。

(3) 選定基準ごとの審査項目及び配点等

① 選定基準ごとの審査項目及び配点

選定基準	審査項目	審査のポイント	確認書類	配点等
基本事項	施設の設置目的と管理運営方針	・県が示す管理運営方針と申請者が提案した方針は合致するか。 ・申請者の経営モラルは適切か。	事業計画書 (経営方針)	満たしていなければ「失格」
	収支計画の適確性及び実現の可能性	・収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。 ・収支計画は実現可能なものか。 ・業務遂行のための適切な積算となっているか。 ・現指定管理者が申請者の場合は、現事業計画の履行状況から、次期事業計画は実現可能か。	事業計画書 収支計画書 ※収支計画の積算根拠資料を含む サービス提供・管理運営状況に係る検証等結果【検証シート】	
	施設の維持管理の適確性	・当該施設を適切かつ安定的に管理運営する能力があるか。 ・県が求める維持管理の基準に合致しているか。	事業計画書	
	労働法令の遵守	・労働関係法令は遵守しているか。 ・最低賃金は遵守しているか。	労働法令違反状況、最低賃金の遵守状況等	
施設の平等利用の確保	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果	・高齢者や障がい者等、全ての利用者の平等な利用や利用のしやすさに配慮しているか。 ・事業内容に偏りがないか。	事業計画書 (運営方針) (事業内容)	5点

事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができること	企業局への納付金額	・効率的な運営により納付金を提案できているか。 ①提案のあった納付金額のうち合計額が最も高いものを最高納付金額とし、最高納付金額を提案した申請者を20点とする。 ②各申請者の点数は、それぞれが提案した納付金の合計額と最高納付金額との比率により算出する。 ③計算式 各申請者の得点 ＝20点×（提案納付金合計額／最高納付金額） ※納付金額が年額20,000千円未満の場合は失格、申請不受理とする。小数点以下切捨て。	事業計画書 収支計画書 ※収支計画の積算 根拠資料を含む	20点
	サービスの向上を図るための具体的手法	・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・募集要項（仕様書）で示した内容への提案として適切か。 ・利用時間、利用料金の設定は適切か。 ・施設の機能や設備を十分に活用した提案となっているか。	事業計画書 収支計画書 ※収支計画の積算 根拠資料を含む	20点
	施設の維持管理の内容の妥当性	・維持管理の内容（実施回数、箇所等）は、適切な計画となっているか。 ・施設の安全管理、利用者の安全管理への取組み（防犯・防災・事故防止・感染症防止等の対策）は十分か。 ・類似施設の管理実績はどうか。	事業計画書 ※維持管理の内容（回数、箇所等）	5点
	利用者の増加を図るための具体的手法	・企画事業の提案内容は、全体的な利用者（特に若者・女性）の増加に資するものか。 ・利用拡大の取組内容は十分か。 ・広報計画の内容は適切か。 ・具体的かつ適切な達成目標（利用者数等）を設定しているか。	事業計画書	15点
	管理運営に有益な地域における活動（地域貢献）	・地域との関わりが強い活動や地域と一体となった活動等。 ・地域、関係機関、ボランティアとの連携は十分か。	事業計画書	4点
事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること	安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制	・職員体制（人数、配置体制）は十分か。 ・責任の所在は明確か。 ・有資格者、経験者等の配置は十分か。 ・職員の採用、確保方針は適切か。 ・職員の育成、研修体制は十分か。 ・外部委託の実施計画は妥当か。 ・共同企業体の場合、構成団体の責任・役割分担は妥当か。 ・過去に本県の公の施設の指定管理者として重大な協定違反等をした事実はないか。あった場合は適正な措置がとられているか。	事業計画書 （組織図） （実施体制） （雇用計画） （研修計画） 資格証明書 共同企業体協定書	7点
	財務状況及び経営基盤	・申請者の財務状況は健全か。 ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か。	会社概要、定款、登記事項証明書、財務諸表、納税証明書 等	7点
その他	利用者要望への対応	・利用者等からの苦情、要望の把握及びそれらへの対応体制は妥当か。 ・トラブルの未然防止、発生時の対策は妥当か。	事業計画書 （相談体制）	4点
	緊急時の対応	・防災対策、緊急時及び事故発生時の対策（未然防止対策を含む）は妥当か。	事業計画書 （リスク管理） （緊急時体制）	3点

	情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組	・情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組は妥当か。	事業計画書 会社概要等	4点
	地域経済への貢献	・地元企業の参画・活用や地域経済への貢献を考慮しているか。	事業計画書	3点
	県の施策への協力	・県が進める各種施策（別表）に対し、協力しているか。	会社概要等	3点
合 計 点 数				100点

（別表）県の施策への協力で評価する各種施策

①エコアクション21取得 ②障がい者雇用 ③子育て支援 ④やまがたスマイル企業認定制度 ⑤建設雇用改善優良事業所表彰 ⑥地域貢献活動（災害活動、マイロード等） ⑦新規学卒者の雇用・インターンシップ受入れ ⑧女性の活躍推進 ⑨協力雇用主としての活動 ⑩新分野進出等経営革新への取組み（再生可能エネルギー分野への進出を含む。） ⑪当該施設におけるキャッシュレス決済への対応 ⑫その他必要と認める施策
--

7 協定に関する事項

審査委員会により選定された候補者について、県議会の議決を経て指定管理者として指定した後、細部についての協議を行い、施設の管理運営に関する指定期間全体の「包括協定」を締結します。ただし、協定締結及び協定発効以前に、指定管理者の財務状況が悪化する、社会的信用を著しく失うなど、指定管理者として相応しくないと認められる状況に至った場合は、協定を締結しない、あるいは協定を解除することがあります。

また、年度ごとに施設の管理運営に係る「年度協定」の締結を行います。

それぞれの協定の内容は次のものを予定しています。

（１）包括協定

- ① 指定期間に関する事項
- ② 事業計画に関する事項
- ③ 管理の基準（開場時間、休場日等）、利用料金の設定・免除、行為制限に関する事項
- ④ 業務の内容及び範囲に関する事項
- ⑤ 物品等の帰属に関する事項
- ⑥ 事業報告（添付書類を含む。）に関する事項
- ⑦ アンケートの実施など利用者の意見や要望の把握に関する事項
- ⑧ サービス提供や管理運営状況の分析・検証に関する事項
- ⑨ 納付金に関する事項

- ⑩ 県と指定管理者の定期的な意見交換及び協定にない問題が生じた際の連絡調整のあり方に関する事項
- ⑪ 指定の取消し、業務の停止命令に関する事項
- ⑫ 安全管理（大規模災害時の対応方針等を含む。）、リスク管理（施設の管理運営に支障が生じるような大幅な物価変動、金利変動、法令・税制等の変更が生じた場合の取決めを含む。）、責任分担、原状回復義務、損害賠償等に関する事項
- ⑬ 管理運営上重大な支障が生じた場合又はそのおそれが生じた場合の指定管理者からの報告（県の求めによる資料等の提出を含む。）に関する事項
- ⑭ 情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護に関する事項
- ⑮ 業務の引継ぎに関する事項
- ⑯ 環境へ配慮した取組みに関する事項（山形県環境保全率先実行計画（第5期）の内容に留意した記載とする。）
- ⑰ 労働関係法令の遵守及び雇用・労働条件に対する配慮に関する事項
- ⑱ その他県が必要と認める事項

（２）年度協定

- ① 当該年度の事業の実施に関する事項
- ② 当該年度における納付金の額及び支払方法に関する事項
- ③ 当該年度に実施する事業に関する事業報告、リスク管理、責任分担等に関する事項
- ④ その他県が必要と認める事項

８ 調査及び指示

地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者が管理する施設の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることがあります。

９ 関係法令等の遵守

指定管理者が業務を遂行するにあたり、関連する法令がある場合は、それらを遵守してください。

県民ゴルフ場管理条例（平成10年3月県条例第35号）及び関連する規則のほか、特に次の法令に留意してください。

（１）地方自治法

第244条第2項

指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではなりません。

第244条第3項

指定管理者は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはなりません。

（２）個人情報の保護に関する法律

第66条第2項

指定管理者は、公の施設の管理の業務を行う場合において保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。

（３）山形県行政手続条例（平成８年３月県条例第９号）

県では、行政処分等に関する手続に関し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的として、必要な事項を条例で定めています。

指定管理者は、この条例の適用を受ける「行政庁」に含まれると解されるため、同条例の諸規定が適用されます。

10 情報公開について

（１）申請書類の著作権及び公表

申請書類の著作権は、指定管理者に指定されるまでは申請者に、指定後は県に帰属します。指定管理者の指定後、指定管理者となった者から提出があった申請書類について、個人情報の保護に関する法律の諸規定を遵守の上、県は原則としてその全部を情報公開窓口（県庁の行政情報センター及び総合支庁窓口。以下同じ。）で公表します。

また、指定管理者とならなかった者から提出があった指定申請書類についても、県はその全部を公表することができるものとします。

（２）候補者の選定に関する情報等の公表

審査委員会の会議録等を県ホームページで公開します。

候補者選定手続きの透明性を確保するため、審査の方法、選定基準、配点、候補者の名称・所在地並びに候補者選定の結果及び理由（採点結果を含む。）について、県ホームページ及び情報公開窓口で公表します。

（３）事業報告書及び財務諸表の公表

指定管理者から毎年度、県に提出される事業報告書及び財務諸表は、原則としてその全部を情報公開窓口で公表します。

（４）管理運営状況等に係る検証結果の公表

毎年実施する管理運営状況等に係る検証結果は、県ホームページ及び情報公開窓口で公表します。

（５）指定管理者が行う情報公開に係る県の指導

指定管理者が行う情報公開については、「公の施設に係る指定管理者の情報公開指導要綱」に基づき、県は指定管理者に対して指導できるものとします。

11 指定管理者の指定の取消しに関する事項等

指定管理者の業務開始前又は指定期間中に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者として指定された者が、次の事項に該当した場合は、指定管理者の候補者の選定若しくは指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

(1) 指定管理者の業務開始前までの期間における取消し要件等

- ① 県議会の議決を得られなかった場合
- ② 指定管理者の候補者又は指定管理者が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こした場合
- ③ 指定管理者の候補者又は指定管理者が提出した書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- ④ その他指定管理者に指定することが不可能となった場合、又は著しく不適当と認められる事案が生じた場合

(2) 指定期間中における取消し要件等

- ① 手続条例第3条に定める基準及び本募集要項4(3)①の「申請者に必要な資格」を満たさなくなった場合
- ② 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、管理業務の履行が確実でないと認められる場合
- ③ 本募集要項8の県が行う必要な指示（いわゆる改善勧告）に従わない場合又は指示内容に係る改善が見られない場合
- ④ 合併・分割等による法人格の変更に伴い、再度指定手続を行う場合
- ⑤ 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続させることが適当でないと認められる場合
(例：法人等の解散、不適切な施設運営、施設運営収支の著しい悪化、法令又は協定等の違反、施設管理の責任者又は法人等の役員の刑事訴追、指定の取消しの申し出があった場合 など)
- ⑥ 情報公開、個人情報の保護、公益通報者の保護の取扱い及び承認等の手続が不適切であると認められる場合

(3) 協定締結の解除等

上記(1)又は(2)が適用された場合には、業務の停止を除き、協定を締結しないか又は協定を解除します。

(4) 損害賠償

上記(1)又は(2)により指定管理者の候補者としての選定又は指定管理者の指定が取り消された場合で、県に損害が発生した場合には、県は損害賠償請求を行います。

(5) その他

- ① 指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告しなければなりません。
- ② 自然災害等、県及び指定管理者の責めに帰することのできない事由により、業務の継続が困難になった場合には、県と指定管理者は、業務の継続の可否について協議するものとします。
- ③ 自己の都合により指定管理者からの指定の取消しを求める場合には、その後の管理業務に支障を及ぼさないよう十分な期間をもって申し出をしてください。

12 その他

協定の解釈に疑義が生じた場合、又は、協定に定めのない事由が生じた場合は、県と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

13 参考資料

- (参考資料 1) 山形県の公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び同条例施行規則
- (参考資料 2) 県民ゴルフ場管理条例及び同条例施行規程
- (参考資料 3) 営業実績の推移と現行料金
- (参考資料 4) 県民ゴルフ場の管理経費

別紙 1

指定管理者指定申請に係る提出書類チェック表

	提出書類	提出の有無
ア	指定管理者の指定申請書（様式第 1 号）	
イ	法人等の概要（様式第 2 号）	
	（該当ある場合）共同企業体構成員表（様式第 2 号の 2）	
	（該当ある場合）グループの規約等（案の段階も可）及びグループ構成員の責任分担及び責任割合が分かるもの（任意様式）	
ウ	事業計画書（様式第 3 号）	
エ	収支計画書（様式第 4 号及び根拠資料）	
オ	県民ゴルフ場の指定管理者の申請者に必要な資格を満たしていることの申立書（様式第 5 号）	
カ	労働関係法令の遵守に関する誓約書（様式第 6 号）	
キ	指定管理者の指定を受けようとする法人等の定款、寄附行為若しくは規約及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類	
	法人等における申請の日の属する事業年度より前 3 箇年分の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、財産目録、その他法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、設立時の財産目録等）	
	法人等の役員の名簿及び履歴書	
	法人等が現に行っている業務の概要並びに法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類	
	消費税納税証明書及び法人の場合は法人税納税証明書（税務署が発行する直近 1 年間の証明書。提出日において発行の日から 3 箇月以内のものに限る。）	
	山形県税について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（総合支庁が発行する直近 1 年間の証明書。提出日において発行の日から 3 箇月以内のものに限る。）	
	市町村税について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（市町村が発行する直近 1 年間の証明書。提出日において発行の日から 3 箇月以内のものに限る。）	
	社会保険への加入状況を確認できる書類 〔雇用保険〕 下記の書類のいずれか ・ 資格取得等確認通知書（写） ・ 直近の概算保険料又は確定保険料申告書（写）及び領収済通知書（写） 〔健康保険及び厚生年金保険〕 下記の書類のいずれか ・ 被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（写） ・ 被保険者報酬月額基礎届に伴う標準報酬決定通知書（写） ・ 直近の保険料の領収通知書（写）	
	（該当ある場合）その他審査の参考となる資料	

様式第 1 号

指 定 管 理 者 の 指 定 申 請 書

年 月 日

山形県企業管理者 松澤 勝志 殿

申請者
所在地
名 称
代表者氏名

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 2 条の規定により、下記の公の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

公の施設の名称 県民ゴルフ場

様式第2号

法人等の概要

令和 年 月 日現在

県内の主たる事務所 (本社又は本部等)	団 体 名			
	所 在 地		電 話 番 号	
	代 表 者 名		F A X 番 号	
	設立年月日			
	資 本 金	(又は基本財産)		
他の主な事業所	団 体 名			
	所 在 地		電 話 番 号	
	代 表 者 名		F A X 番 号	
	設立年月日			
沿 革				
事業内容 (経営理念等)				
主な実績 (施設の維持管理業務等)	施 設 名		開始年月日	
	所 在 地		終了年月日	
	業 務 内 容			
	施 設 名		開始年月日	
	所 在 地		終了年月日	
	業 務 内 容			
	施 設 名		開始年月日	
	所 在 地		終了年月日	
	業 務 内 容			
財務状況 (過去3年間に ついて記入し てください)	年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	総 収 益			
	総 費 用			
	当 期 損 益			
	累 積 損 益			
従業員数	正職員			
	正職員以外			
担 当 者	部署・職名		電 話 番 号	
	氏 名		F A X 番 号	
	メールアドレス			

様式第2号の2

共同企業体構成員表

グループ名： _____

(代表となる団体)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者名

連絡先

(構成員)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者名

連絡先

(構成員)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者名

連絡先

※1 この様式は、複数の団体による共同申請を行う場合のみ提出すること。

2 グループの規約等（案の段階も可）及びグループ構成員の責任分担及び責任割合が分かるもの（任意様式）を添付してください。

様式第3号

事業計画書の大きさはA4判として、以下の内容を記載してください。この用紙による必要はなく、またページ数の制限也没有ありません。必要あれば、適宜、別紙として資料を提出してください。

県民ゴルフ場の管理運営に関する事業計画書

団体名

代表者氏名

1 管理運営に関する基本事項

(1) 経営方針

自社の経営方針について記載してください。

(2) 県民ゴルフ場の管理運営方針

魅力ある施設運営を目指すための運営方針について記載してください。

(3) 経営状況

財務状況や金融機関、出資者等の支援体制など特筆すべき事項があれば記載してください。

2 平等利用を図るための具体的な方法及び期待される効果

パブリックゴルフ場としての位置付けを踏まえ、施設の平等利用を確保するための考え方について記載してください。

3 企業局への納付金額（年度毎）

- ・令和8年度
- ・令和9年度
- ・令和10年度
- ・令和11年度
- ・令和12年度

4 管理運営業務の実施計画

(1) サービスの向上を図るための具体的手法

ア 利用者のサービス向上のための具体的な方策と期待される効果

イ 利用時間の設定

(利用時間は管理条例に定めるところによりますが、あらかじめ企業管理者の承認を受け、指定管理者が設定します。)

ウ 利用料金の設定

(利用料金は管理条例に定めるところによりますが、あらかじめ企業管理者の承認を受け、指定管理者が設定します。)

エ 施設の機能や設備を活用するための工夫

(2) 利用者の増加を図るための具体的方法

ア 企画事業の提案

(全体的な利用者（特に若者・女性）の増加に資する事業等を一つ以上提案のうえ、期待される効果を記載してください。事業提案の内容については、協議のうえ、実施することとします。)

イ 利用者増加のための具体的取組内容

ウ 広報計画

エ 今後の利用者数の目標

(3) 管理運営に有益な地域における活動（地域貢献）

ア 地域との関わりが強い活動や地域と一体になった活動等

イ 地域、関係機関、ボランティアとの連携

ウ 地元企業の参画・活用や地域経済への貢献

5 施設・設備の維持管理の内容の妥当性

(1) 施設の維持管理の内容

施設の維持管理の具体的な内容と手法及び計画について、次のような項目で記載してください。

1 コース管理

(フェアウェイ、ラフ、グリーン、池の管理などの方針、重視するポイント、具体的な手法、内容等について記載してください。以下、同様に記載してください。)

2 クラブハウス

3 管理棟、売店

4 コース外の植栽、花壇

5 その他

年間計画表（コース管理）

種 別	4 月	5 月	・ ・ ・	2 月	3 月	回数又は数 量合計	概算金 額合計
コース芝種 ・ グリーン ・ ティー ・ フェアウェイ ・ ラフ ・ その他（法面用） ・ 花種 小 計							
肥 料 ・ 使用する主な肥料を記載 ・ 小 計							
農 薬 ・ 使用する主な農薬を記載 ・ 小 計							
目 土 ・ G 砂（焼砂） ・ T 砂（焼砂） ・ FW 砂 ・ 山砂 ・ バンカー砂 小 計							
減農薬資材 ・ 使用する主な減農薬資材を記載 ・ 小 計							
コース管理機械修繕							
コース管理機械用燃料油脂							
その他コース施設修繕等 （杭、表示板、スプリンクラー 施設等）							
合 計							

年間計画表（クラブハウス等清掃）

場 所 方 法	ク ラ ブ ハ ウ ス															
	床 面 ・フロント ・階段	壁 面	ガ ラ ス			コンペルーム			レストラン			厨 房			便 所	
			出 入 口	高 所	低 所	床 面	壁 面	テ-ブル・ イス	床 面	壁 面	テ-ブル・ イス	床 面	壁 面	弱 機	床 面	壁 面
掃 き 掃 除																
拭 き 掃 除																
洗 浄																
汚 れ 落 と し																
ゴ ミ 拾 い																
ゴ ミ 回 収																

場 所 方 法	ク ラ ブ ハ ウ ス																	
	便 所		ロッカールーム			風 呂 場					スタートテラス・カート置き場						屑 籠 灰 皿	建 物 廻 り
	便 器	手 洗 い	床 面	壁 面	ロッ カ ー	床 面	浴 槽	桶 椅 子	脱 衣 棚	洗 面 所	床 面	靴 拭 機	水 場	乾 燥 機	屑 籠	目 土		
掃 き 掃 除																		
拭 き 掃 除																		
洗 浄																		
汚 れ 落 と し																		
ゴ ミ 拾 い																		
ゴ ミ 回 収																		

場 所 方法	コース売店				
	屑 籠 灰 皿	地 面	便 所		
			床 面	便 器	手 洗 い
掃 き 掃 除					
拭 き 掃 除					
洗 浄					
汚 れ 落 と し					
ゴ ミ 拾 い					
ゴ ミ 回 収					

- ※ 1 清掃頻度を記載してください（例： 1回／日、2回／月 等）。
- 2 対象項目がない場合は、空欄としてください。

(2) 施設の安全管理

地震・落雷などの自然災害時の対応について考え方を記載してください。

(3) 利用者の安全管理

プレー中の事故への対応、保険の加入についての考え方を記載してください。

(4) 類似施設の管理実績

類似施設の管理実績がある場合記入してください。

6 安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制

(1) 管理運営体制

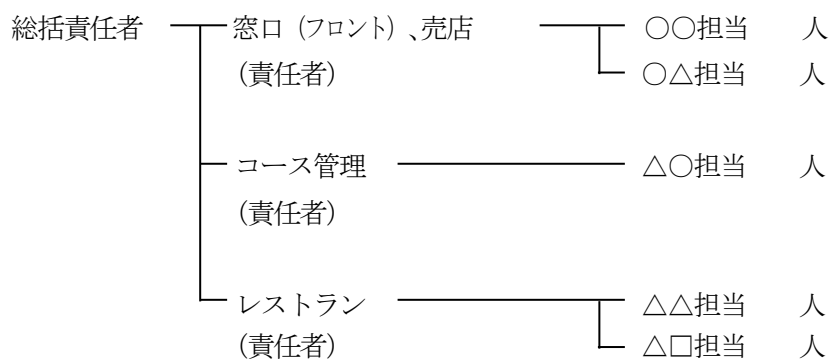
※ 適正な管理運営を行うための適切な人員配置、責任分担を考慮のうえ記載してください。

※ 共同体の場合は各役割を区分して記載指定ください。

ア 職員配置の基本的な考え方

実施するに当たり必要な人員や有資格者の配置の考え方を記載してください。

イ 組織図（指揮命令体系が分かるもの）



ウ 職員配置計画

① 正規職員

役職・職務	担当業務	能力・資格、 実務経験年数等	職員の 年齢層	雇用者の確保方法	備 考

②正規職員以外

役職・職務	担当業務	能力・資格、 実務経験年数等	職員の 年齢層	雇用者の確保方法	備 考

※ 正規職員とは、ここでは概ね1日8時間、1週40時間程度勤務する常勤の職員をいいます。

※ 人数分記載してください。「職員の年齢層」欄は、10代、20代、30代、40代、50代・・・等と記載してください

※ 雇用者の確保方法の欄には、申請者が既に雇用しているもの（雇用済）又は今後雇用を予定するもの（予定）の別を記載してください。

エ 職員の配置・施設の管理に従事する者の雇用に関する考え方

オ 職員の育成、研修計画（職員の育成や研修計画について具体的に記載してください）

（2）外部委託実施計画

県民ゴルフ場を管理運営する上で、業務の一部を再委託する予定があればその内容を記載してください。

ア 再委託業務の内容

業 務 名	再 委 託 の 理 由

イ 再委託先選定の考え方

ウ 受託先への指導方法

7 その他

（1）利用者の要望に対する対応

ア 要望、苦情の把握及びそれらへの対応方針

イ トラブルの未然防止、発生時の対応方針

(2) 緊急時の対応

防犯・防災対策及び施設管理上の災害（人的・物的な不測の事態）への対処方法を記載してください。

(3) 情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護に関して講ずる措置

ア 情報公開に係る取組み

イ 個人情報保護に係る取組み

ウ 公益通報者保護に係る取組み

様式第4 - 1号

県民ゴルフ場の管理運営に関する収支計画書（消費税課税事業者の場合）

※ 様式第4 - 2号「県民ゴルフ場の管理運営に関する収支計画書（その他事業者の場合）」も併せて作成

（単位：千円、消費税及び地方消費税抜き）

		R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	備 考
収 入	利用料金収入						
	食 事 収 入						
	売 店 収 入						
	友の会年会費						※1
	雑 収 入 他						
収 入 合 計 （ A ）							
支 出	人 件 費						※2
	レストラン仕入						
	商 品 仕 入						
	コース管理費						
	肥料・農薬等						
	修 繕 費						
	燃 料 費						
	そ の 他						
	物 件 費						
	修 繕 費						
	水道光熱費						
	通 信 費						
	備 品 等						
	委 託 費						
	そ の 他						
	納 付 金						
支 出 合 計 （ B ）							
収支差引 （ A ）－（ B ）							

※1 該当ある場合は記載してください。

※2 人件費については、別紙（例）により積算根拠を記載してください。

※3 過去の実績を参考に、施設の状況も確認いただき、記載してください。なお、施設・設備の修繕の実施区分については、県民ゴルフ場管理運営業務仕様書に記載していますのでご注意ください。

※4 消費税及び地方消費税を除いた額を記載してください。

様式第4 - 2号

県民ゴルフ場の管理運営に関する収支計画書（その他事業者の場合）

（単位：千円、消費税及び地方消費税込み）

		R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	備 考
収 入	利用料金収入						
	食 事 収 入						
	売 店 収 入						
	友の会年会費						
	雑 収 入 他						
収 入 合 計 （ A ）							
支 出	人 件 費						
	レストラン仕入						
	商 品 仕 入						
	コース管理費						
	肥料・農薬等						
	修 繕 費						
	燃 料 費						
	そ の 他						
	物 件 費						
	修 繕 費						
	水道光熱費						
	通 信 費						
	備 品 等						
	委 託 費						
	そ の 他						
	納 付 金						
支 出 合 計 （ B ）							
収支差引 （ A ）－（ B ）							

※ 消費税及び地方消費税込みの額を記載してください。

※ 精算根拠を記載してください（別紙（例）参照）。

※ 費目は適宜追加してください。

別紙（例）

「人件費」内訳書（作成例）	
(1) 職員数内訳（正規職員 名、正規職員以外 名）	
(2) 給与 計 千円	
ア 正規職員	小計 千円
給与 単価（月額）×○人× か月＝ 千円	
ボーナス等 年額千円	
イ 正規職員以外	小計 千円
非正規職員等単価（月額）×○人× か月＝ 千円	
ボーナス等 年額 千円	
(3) 法定福利費 計 千円	
ア 正規職員	小計 千円
イ 正規職員以外	小計 千円
(4) 各種手当等 計 千円	
ア 正規職員	小計 千円
イ 正規職員以外	小計 千円
(5) その他 計 千円	

(※) 欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

様式第5号

令和 年 月 日

山形県企業管理者 松澤 勝志 殿

申 請 者
住 所
団 体 名
代表者氏名

県民ゴルフ場の指定管理者の申請者に必要な資格を満たしていることの申立書

県民ゴルフ場の指定管理者の指定申請にあたり、法人その他の団体又はその代表者（複数の法人等による共同申請の場合は、その構成員）が次の事項をすべて満たすことを申し立てます。

記

※提出にあたっては、□に✓点を記入してください。

- ☐ア 県内に主たる事務所（本店）を有する。
- ☐イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていない。
- ☐ウ 山形県から指名停止措置を受けていない。
- ☐エ 国税及び地方税を滞納していない。
- ☐オ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていない。
- ☐カ 次のいずれにも該当しない（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
- ・ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）である。
 - ・ 暴力団員等がその事業活動を支配している。
 - ・ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがある。
- ☐キ 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する申請でない。
- ☐ク 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続きが行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でない。
- ☐ケ 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けた又は登録を受ける予定である。
- ☐コ （共同企業体が申請する場合のみ）当該共同企業体の全ての構成員がアからケまでの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たしている。
- ・ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定する。
 - ・ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していない。
 - ・ 代表となる法人等が納税地を所管する税務署長に消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の6第1項ただし書に規定する届出書を提出し、又は提出する予定である。

様式第6号

令和 年 月 日

山形県企業管理者 松澤 勝志 殿

申 請 者

住 所

団 体 名

代表者氏名

労働関係法令の遵守に関する誓約書

県民ゴルフ場の指定管理者の指定申請にあたり、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反しておりません。

様式第7号

県民ゴルフ場指定管理者募集要項及び仕様書に関する質問書

令和 年 月 日

質 問 項 目	
質 問 内 容	
法人等名称	
所属・担当	
電 話	
F A X	

※ 質問は1項目ずつ別葉としてください。

回 答 ※ 記載しないこと	
-----------------------------	--

質問書受付期限：令和7年9月8日（月）

様式第8号

県民ゴルフ場指定管理者現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

山形県企業管理者 松澤 勝志 殿

申 込 者
住 所
団 体 名
代表者氏名
(記名押印又は署名)

県民ゴルフ場指定管理者の現地説明会への参加を、下記のとおり申し込みます。

記

1 参加者

役 職 名	氏 名

2 連絡先等

担当者職・氏名

電 話 番 号

F A X 番 号

メールアドレス

参考資料 1

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成 17 年 3 月 22 日

山形県条例第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第 2 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者の指定を受けようとする公の施設を管理する知事、教育委員会又は企業管理者（以下「知事等」という。）の指定する日までに、次に掲げる書類を添付した申請書を知事等に提出しなければならない。

(1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理の業務に関する事業計画書（以下単に「事業計画書」という。）

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第 3 条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって審査し、当該申請をしたもののうち最も適当と認めるものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1) 公の施設の平等利用が確保されるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。

(3) 事業計画書に沿った公の施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること。

(指定管理者の指定等の公示)

第 4 条 知事等は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は同条第 11 項の規定によりその指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、速やかにその旨を公示しなければならない。

(原状回復義務)

第 5 条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第 244 条の 2 第 11 項の規定によりその指定を取り消されたときは、知事等が承認した場合を除き、速やかに当該指定管理者が管理を行わなくなった公の施設の施設又は設備を原状に回復しなければならない。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成17年3月22日山形県規則第8号
最終改正 令和3年9月24日規則第72号

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則をここに公布する。

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第2条に規定する申請書は、指定管理者の指定申請書（別記様式第1号）によるものとする。

2 条例第2条第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする法人又は団体（以下「法人等」という。）の定款、寄附行為若しくは規約及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (2) 法人等における申請の日の属する事業年度より前3箇年分の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、財産目録その他法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、設立時の財産目録）
- (3) 法人等の役員の名簿及び履歴書
- (4) 法人等が現に行っている業務の概要並びに法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事等が必要と認める書類

(変更の届出)

第3条 指定管理者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、その事実を証する書面を添えて、その旨を変更届出書（別記様式第2号）により知事等に届け出なければならない。

- (1) 名称
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 代表者の氏名
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事等が別に定める事項

2 知事等は、前項の規定による届出（同項第1号に係るものに限る。）があつたときは、速やかに、その旨を公示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第4条 指定管理者は、毎年度、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、当該年度の終了後30日以内に知事等に提出しなければならない。ただし、年度の中途において地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間に係る事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用の状況
- (2) 公の施設の利用に係る料金の収入実績
- (3) 管理業務に係る経理の状況
- (4) その他知事等が必要と認める事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年2月29日規則第12号）

- 1 この規則は、平成20年3月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則（令和3年9月24日規則第72号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

参考資料2

○県民ゴルフ場管理条例

平成10年3月24日山形県条例第35号

改正

平成14年10月11日条例第52号

平成17年3月22日条例第65号

平成26年3月25日条例第66号

山形県ゴルフ場料金条例をここに公布する。

県民ゴルフ場管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第61号。以下「公営企業設置条例」という。）第2条第5項に規定する県民ゴルフ場（以下「ゴルフ場」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の制限)

第2条 企業管理者（以下「管理者」という。）は、ゴルフ場の管理上支障があると認めるときは、その利用を制限することができる。

(禁止行為)

第3条 ゴルフ場を利用する者（以下「利用者」という。）は、ゴルフ場において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) ゴルフ場の施設及び設備（以下「施設等」という。）をき損し、又は汚損する行為
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為
- (3) その他ゴルフ場の管理に支障を及ぼす行為

(料金の徴収)

第4条 県は、公営企業設置条例第2条の2の規定により法人その他の団体であつて管理者が指定するもの（以下「指定管理者」という。）がゴルフ場の管理を行う場合を除き、利用者から1人18ホールにつき11,800円を超えない範囲で管理者が定める額の料金を徴収する。

(料金の免除)

第5条 管理者は、特別の理由があると認めるときは、料金の全部又は一部を免除することができる。

(料金の不還付)

第6条 既に徴収した料金は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、既に徴収した料金の全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第7条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、ゴルフ場の管理を行うものとする。

- (1) 開場期間は、4月1日から11月30日までの日とすること。
 - (2) 1日当たりの開場時間は、9時間以上とすること。
 - (3) その他ゴルフ場の管理上管理者が必要と認める基準
- 2 指定管理者は、前項第2号の基準の範囲内で、あらかじめ管理者の承認を受けてゴルフ場の開場時間を定めるものとする。
- 3 管理者は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした開場時間を公示するものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ管理者の承認を受けてゴルフ場を臨時に開場し、又は休場することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第8条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設等の維持管理に関する業務
- (2) ゴルフ場の運営に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ゴルフ場の管理に関し管理者が必要と認める業務
(利用料金)

第9条 公営企業設置条例第2条の2の規定により指定管理者がゴルフ場の管理を行う場合にあっては、利用者は、ゴルフ場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、第4条の料金の額の範囲内で、あらかじめ管理者の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。
- 3 管理者は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示するものとする。
- 4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

(利用料金の免除)

第10条 指定管理者は、あらかじめ管理者の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第11条 指定管理者が収受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、利用者の責任によらない理由でゴルフ場を利用できなくなったときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(罰則)

第13条 詐欺その他不正の行為により、料金の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

附 則

この条例は、平成10年10月10日から施行する。

附 則 (平成14年10月11日条例第52号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月22日条例第65号)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第61号）第2条第4項に規定する県民ゴルフ場の管理を法人その他の団体であって企業管理者が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成26年3月25日条例第66号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○県民ゴルフ場管理条例施行規程

平成10年 9 月 1 日
山形県企業管理規程第10号

県民ゴルフ場管理条例施行規程

題名改正〔平成18年企管規程 4 号〕

(趣旨)

第 1 条 この規程は、県民ゴルフ場管理条例（平成10年 3 月県条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成18年企管規程 4 号〕

(開場期間等)

第 2 条 ゴルフ場の開場期間及び開場時間は、山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第61号）第 2 条の 2 の規定により指定管理者が管理を行う場合（以下「指定管理者が管理を行う場合」という。）を除き、別表第 1 のとおりとする。ただし、企業管理者（以下「管理者」という。）は、必要があると認めるときは、これらを変更することができる。

一部改正〔平成15年企管規程 2 号・18年 4 号〕

(料金の額)

第 3 条 条例第 4 条に規定する管理者が定める額は、別表第 2 のとおりとする。

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、利用人数等の条件を別に定めて別表第 2 の額から 2 割以内の割引をした額をもって料金を定めることができる。

一部改正〔平成18年企管規程 4 号〕

(利用申込み)

第 4 条 ゴルフ場を利用しようとする者は、指定管理者が管理を行う場合を除き、あらかじめ管理者に申し込まなければならない。

一部改正〔平成18年企管規程 4 号〕

附 則

1 この規程は、平成10年10月10日から施行する。

2 ゴルフ場の使用日は、別表第 1 の規定にかかわらず平成10年に限り10月10日から11月15日までとする。

附 則（平成11年 4 月 9 日企管規程第 8 号）

この規程は、平成11年 4 月15日から施行する。

附 則（平成12年 3 月17日企管規程第 2 号）

この規程は、平成12年 4 月15日から施行する。

附 則（平成15年 3 月28日企管規程第 2 号）

この規程は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 8 月15日企管規程第11号）

1 この規程は、平成15年 9 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行の日前になされた県民ゴルフ場の利用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成16年 2 月24日企管規程第 1 号）

この規程は、平成16年3月15日から施行する。

附 則（平成18年3月28日企管規程第4号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

別表第1

開場期間	開場時間
4月1日から11月30日までの日	午前8時から午後5時まで

全部改正〔平成18年企管規程4号〕

別表第2

区分		金額	
コース使用料 (グリーンフィ)	平日	1人9ホールまで	2,100円
		1人18ホールまで	4,200円
		1人18ホールを超え9ホールまで	400円
	土曜日等	1人9ホールまで	4,050円
		1人18ホールまで	8,100円
		1人18ホールを超え9ホールまで	1,400円
乗用カート使用料 (カートフィ)	3人以上で利用する場合	1人9ホールまで	600円
		1人18ホールまで	1,200円
		1人18ホールを超え9ホールまで	600円
	2人で利用する場合	1人9ホールまで	900円
		1人18ホールまで	1,800円
		1人18ホールを超え9ホールまで	900円

備考

- 「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、「平日」とは、それ以外の日をいう。
- 次に掲げる者が利用する場合のコース使用料の額は、この表の額に100分の80を乗じて得た額とする。
 - 年齢65歳以上の者
 - 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
- 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校若しくは高等学校の児童若しくは生徒又はこれらに準ずる者が利用する場合のコース使用料の額は、この表の額に100分の50を乗じて得た額とする。

一部改正〔平成11年企管規程8号・12年2号・15年11号・16年1号〕

参考資料3

営業実績の推移と現行料金

(1) 営業実績の推移

		R2	R3	R4	R5	R6
営業日数		237	226	229	237	243
入場者数（人）		27,777	26,911	28,615	27,543	28,561
友の会入会者数（人）		2,232	2,220	2,261	2,138	2,114
収入 (千円)	利用料金収入	81,694	82,149	88,740	89,881	94,488
	食 事 収 入	28,270	29,311	31,844	31,089	31,770
	売 店 収 入	3,750	3,297	3,538	3,647	3,760
	友 の 会 収 入	11,765	12,406	12,659	12,769	12,973
	雑 収 入	5,923	559	726	702	495
	計	131,402	127,722	137,507	138,088	143,486

※ プレー料金は、R3年度に175～195円（友の会300円）、R5年度に300円（友の会600円）、R6年度に30円（友の会60円）、R7年度に500円（友の会1,000円）値上げ

(2) 現行料金 R7年度（通常期）

ラウンド料金	平日			土日祝		
	一般	シニア	グランドシニア	一般	シニア	グランドシニア
一般	5,590円	4,900円	4,700円	7,720円	6,610円	6,410円
友の会	5,090円	4,400円	4,200円	7,220円	6,110円	5,910円

ハーフ料金	平日			土日祝		
	一般	シニア	グランドシニア	一般	シニア	グランドシニア
一般	3,520円	3,075円	2,875円	4,585円	3,930円	3,730円
友の会	3,270円	2,825円	2,625円	4,335円	3,680円	3,480円

	ラウンド	ハーフ	追加
ジュニア料金	1,980円	1,085円	830円

	平日	土日祝
0.5R 追加料金	1,950円	2,350円

	1B	2B
割増料金	2,700円	1,100円

※消費税（10%）、連盟協力費、ゴルフ利用税含む

参考資料 4

県民ゴルフ場の管理経費 (令和4、5、6年度直接経費の実績)

(千円)

項目		金額		
		R4	R5	R6
直接経費	1 人件費	66,118	65,951	67,048
	2 レストラン仕入	8,533	9,061	7,737
	3 商品仕入れ	2,278	2,363	3,223
	4 コース管理費	17,930	17,572	20,223
	材料費（肥料・農薬・砂等）	9,287	10,344	11,556
	修繕費（機械等、部品）	2,340	1,973	3,075
	燃料費（重油、軽油）	3,315	2,886	2,952
	その他	2,988	2,369	2,640
	5 物件費	19,745	25,073	25,615
	修繕費	465	1,333	1,429
	水道光熱費	7,959	9,124	8,379
	通信費	1,114	928	891
	備品等	1,379	2,259	2,053
	委託費	2,511	3,626	3,037
	その他	6,317	7,803	9,826
直接経費計		114,604	120,020	123,846

※ R6年度は、12月末時点の決算見込。

金額は消費税及び地方消費税抜き額です。

直接経費計には、一般管理費、納付金、積立金等は含まれておりません。